

公益社団法人秋田県獣医師会慶弔規程

(目 的)

第1条 公益社団法人秋田県獣医師会（以下「本会」という。）の会員等の慶事、弔事及び傷病（以下「慶弔等」という。）に対し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の規定は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 会 員 本会の定款第5条に規定するものをいう。
- (2) 役員等 本会の役員及びその経歴を有するもの並びに支部長をいう。
- (3) 職 員 本会の職員をいう。
- (4) 関係者 本会が密接に関係する機関及び団体の役職にあるもので会長が認めるものをいう。
- (5) 慶 祝 会員に対する長寿祝及び受賞祝をいう。
- (6) 弔 慰 会員、役員、職員及び関係者の死亡に対する弔慰をいう。
- (7) 見 舞 役員等（現職のものに限る）、職員及び関係者の傷病入院に対する見舞をいう。

(慶 祝)

第3条 慶祝は本会名簿に基づき、会員が満88歳に達したときその長寿を表するものとする。

- 2 会員の国（大臣、局長）及び日本獣医師会長等の表彰に対して行うものとし、額は会長が別に定め表するものとする。

(弔 慰)

第4条 弔慰は次のとおりとする。

- (1) 会員、役員等及び本会職員が死亡したとき。
- (2) 関係者の死亡については会長がその都度対応を決定のうえ表するものとする。
- 2 前項第1号の弔慰は役員及び職員を除き、その対象となるものが所属する支部を経由してこれを表するものとする。

(見 舞)

第5条 見舞は次のとおりとする。

- (1) 役員及び職員が傷病入院したとき。
- (2) 関係者の傷病入院の見舞については、会長がその都度対応を決定のうえこれを表

する。

2 見舞の対象となる傷病入院は次のとおりとし、検査入院は除く。

- (1) 手術を伴わない場合にあっては20日以上の傷病入院
- (2) 手術を伴う場合にあっては10日以上の傷病入院

(慶弔等の基準)

第6条 慶弔に基準は別表のとおりとする。

(雑 則)

第7条 この規程に定めのない事項は会長がその都度決定する。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。

別 表 第6条の規程に基づく慶弔等の基準は次のとおりとする。

1. 慶祝

対 象 者	祝 金
満88歳に達した会員	20,000円
国及び日本獣医師会長表彰者	20,000円以内

2. 弔 慰

対象者	供 物 等
会 員	香典20,000円及び弔電
役員及び職員	香典の額は会長が定める額のほか供花及び弔電
関 係 者	香典30,000円以内で会長が定める額のほか弔電

3. 見 舞

対象者	見 舞 金
役員及び職員	20,000円
関 係 者	20,000円以内